

令和2年9月30日

三鷹市議会議長 石井良司様

まちづくり環境委員長 大城美幸

まちづくり環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和2年8月5日
- (2) 令和2年9月10日
- (3) 令和2年9月30日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第62号 三鷹市受動喫煙防止条例

この議案は、受動喫煙による市民の健康への悪影響を防止するため、必要な環境整備を前提に喫煙する人としない人の共存を図るとともに、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する啓発や教育等を通じて、未来を担う子どもの心身の健全やかな成長に寄与することにより、誰もが健康に暮らせる安全で快適な生活環境を確保するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 本条例制定の目的と東京都子どもを受動喫煙から守る条例等の適用関係について
- ・ 本条例検討に当たっての庁内調整と飲食店等からの意見聴取及びパブリックコメント結果の受け止めについて
- ・ 緑の小ひろばにおける閉鎖型公衆喫煙所の設置と本条例制定との関係及び特定

喫煙所の整備を市の責務として条例に規定しなかった考え方について

- ・喫煙が禁止される市の施設や都市公園等における喫煙禁止に係る考え方と通学路における受動喫煙の防止を配慮にとどめた理由について
- ・路上等喫煙マナーアップ区域の指定に係る考え方と三鷹駅前以外における指定の検討及び路上等喫煙禁止区域指定に向けた考え方について
- ・路上等受動喫煙防止指導員の身分と他市区の類似条例における罰則の有無及び緑の小ひろばにおける閉鎖型公衆喫煙所の維持管理等について
- ・市民への啓発方法と喫煙が禁止される市の施設や路上等喫煙マナーアップ区域の周知及び条例施行状況の検討による条例の適切な見直しについて

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市受動喫煙防止条例の制定について
- ・三鷹市受動喫煙防止条例施行規則（案）
- ・「三鷹市受動喫煙防止条例（素案）」に係る市民意見への対応について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第62号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 所管事務の調査について

まちづくり、環境に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。